

6-2. 容器包装の面積により表示を省略することができる食品について

容器包装の面積により表示を省略することができる対象食品または表示事項は、JAS法と食品衛生法により規定が異なっている。なお、省略可能となる容器包装の面積は、現行 30 cm²以下とされているが、新基準案として、①文字の大きさを拡大すること、②栄養成分表示が義務化されることを踏まえ、50 cm²以下とすることが示された。また、省略不可の表示事項は、食品の安全性の確保のために必要な情報であり、省略されている事項の情報を得るために、「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」とすることが示された。

これに対し、6-1により、文字の大きさの変更が行われなことが決定されたことから、省略規定を可能とする面積を 30 cm²以下のままとし、省略不可とする事項は、「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」を義務表示とする方向性がとりまとめられた。

なお、栄養表示が義務化となった場合、文字数が増加するため、省略規定を可能とする面積の拡大が必要ではないかとの意見が出され、30 cm²の表示案を示すよう要望が出された。(P)

6-3. 表示のレイアウトについて

食品衛生法、JAS法、健康増進法を統合するにあたり、以下の方針が提案された。

- (1) 表示のレイアウトについては、3法を統合するに当たり、表示基準府令等には規定がないため、JAS基準及び栄養表示基準の考え方を引き継ぐ。
- (2) JAS法で規定されるレイアウトについては、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)、平成18年8月に加工食品の表示方法等に係る見直しが行われ、一括表示の様式の弾力化が図られていることから、基本的に変更は行わないこととする。
- (3) 栄養成分表示については、様式1とは別面に一括して表示することができる。

この方針を踏まえ新基準案として、次の方向性がとりまとめられた。

- ・様式1及び様式2を別々に規定する。
- ・様式1と様式2は別面に表示することができる
- ・食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区別で

食品添加物以外の原材料と食品添加物の区別

スペースの問題などの議論がなされている中、義務とすべき内容か。望ましい程度の方向性を示すだけでよいのではないか。要望としての優先順位はきわめて低い。海外でも事例はない。

きるようにする。

様式 1

名称
原材料名（アレルゲン、遺伝子組換え食品に関する事項等を含む。）
添加物（アレルゲン等を含む。）※
原料原産地名
内容量又は固形量及び内容総量
消費期限又は賞味期限
保存方法
原産国名
食品関連事業者

様式 2¹⁴

栄養成分表示	
食品単位（100g若しくは100ml又は1食分（1食分の量を併記）、1包装その他の1単位）	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

附帯事項として、食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区別できるようにすることについては、新基準案に盛り込むに至った消費者のニーズ、行政側の判断について考え方を示すことが出された。（P）

また、一括表示の弾力化については、分りやすい表示という観点から、以下の点について事業者に対して努力義務を課すべきとの以下の意見が出された。

- ・可能な限り義務表示事項を枠内に表示すること。
- ・弁当等のように裏返して表示を確認することが困難な商品については、アレルギー表示などの食品を摂取する際の安全性に関する表示事項は裏面に表示しない。

努力義務を課すべき意見

個別の議論であり、意見としては述べられたが、努力義務という位置づけとするのであれば、実態を調査した上でしなければならない。

7. 食品表示基準におけるアレルゲンを含む食品の表示について

7-1. アレルゲンの代替表記について

現行の表示基準府令等では、特定のアレルギー体質をもつ方の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された加工食品等に特定の原材料を使用した旨の表示を義務付けている。アレルゲンを含む食品の表示は、表7-1に示した代替表記、代替表記の拡大表記、特定加工食品、特定加工食品の拡大表記のように「原材料名（〇〇を含む）」、「添加物名（〇〇由来）」の表示を省略できるものとされている。

表7-1 アレルゲンの代替表記と特定加工食品の表示

表記名	定義	例 「卵」の場合
① 代替表記	表記方法や言葉が違いますが、特定原材料等と同一であるということが理解できる表記	玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、うずら卵
② 代替表記の拡大表記	①に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが理解できる表記例	厚焼玉子、ハムエッグ、卵黄、卵白等
③ 特定加工食品	特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を使った食品であることが予測できる表記	マヨネーズ、オムレツ、目玉焼、かに玉、オムライス、親子丼
④ 特定加工食品の拡大表記	③に掲げる表記を含むことにより特定原材料を使った食品であることが予測できる表記例	チーズオムレツ、からしマヨネーズ等

アレルゲンを単に平仮名、片仮名、漢字等に変えたものについて、あらためて、「原材料名（〇〇を含む）」、「添加物名（〇〇由来）」と表示する必要性は低いことから、これらについては、引き続き、代替表記として存続させる。しかしながら、

- ① 特定加工食品（例：マヨネーズ）及びその拡大表記（例：からしマヨネーズ）は廃止する。

定義

定義としてふさわしい内容が書かれているのか？表記例？

